

被災地域農業復興総合支援事業（継続）

1 趣 旨

原子力災害により被災した地域において、農業の復興のため、様々な農業用施設等を一体的に整備する必要がある。

このため、市町村が実施する農業用施設の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援し、地域の意欲ある多様な経営体の育成・確保及び早期の営農再開を図る。

2 事業内容

(1) 被災市町村が被災農業者等への貸与を目的に、農業用施設・機械を整備する経費について補助する。

ア 交付対象

・生産、加工、流通、販売に必要なハウス、水耕栽培施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設等の農業用施設

・トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械

※農業用機械施設補助の整理合理化通知は適応されない。

3 事業実施主体 原子力災害により被災した市町村（12市町村）

4 予算額 7,328,641千円

5 補助率 3/4以内（別途、震災復興特別交付税措置予定）

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7344】

13

被災地域農業復興総合支援事業（福島再生加速化交付金）

事業概要

原子力災害により被災した市町村が策定する計画に掲げられた農業復興を実現するため、市町村が実施する農業用施設の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援する。

補助対象

- ① 生産・加工・流通・販売に必要なハウス、水耕栽培施設、農業用水施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設などの農業用施設
- ② トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械

対象地域

12市町村

交付団体

福島県

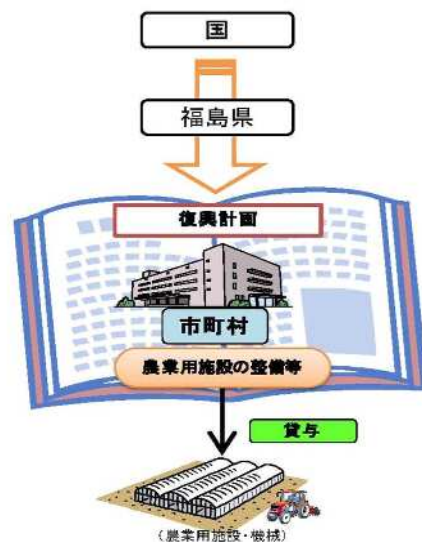
事業実施主体

市町村

国庫補助率等

国：3/4、
事業実施主体：1/4

※別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置を講じる。
※補助率は本交付金による地方公共団体負担分の50%の追加支援を含む。



14